

議事

- (2) 中学校部活動の地域連携に向けた取組の進捗状況について

中学校部活動の地域連携に向けた取組の進捗状況について

1 国の最新のガイドラインの理念

文部科学省が令和7年12月22日に公表した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、少子化が進む中でも生徒が継続的に活動できる環境を確保するため、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間と定めている。地域全体で子どもを支えるという理念をより明確に表すため、従来の「地域移行」という名称は、「地域展開」へと変更された。また、中山間地域など特殊な事情がある場合には、当面、合同部活動や部活動指導員の配置等により機会を確保することが示されている。

2 函南町における地域展開の課題現状

函南町において、体制が不十分なまま地域展開（外部団体への主体移行）を強行した場合、以下に示す理由により生徒の活動機会が損なわれる懸念がある。

(1) 社会教育の体制について

町内には中学生が参加可能な活動団体が複数登録されており、ポータルサイトへの掲載やリーフレットの配布等により、積極的な参加を促している。一方で、活動団体の多くは、趣味としての活動が主であり、多くの中学生を継続的に受け入れる運営体制や指導者の確保に課題がある。

(2) 地理的要因による体験格差の発生

函南町の学区には中山間地域が含まれ、居住地から活動場所まで徒歩、自転車での通学が困難な生徒が存在する。通学の標高差も大きく、交通安全上のリスクが高い危険な道路も多いため、自転車の使用も困難である。函南町では、丹那地域在住の生徒に対し、平日、休日ともにスクールバスを運行することで、部活動への参加機会を保障している。活動主体を外部に移行することで、家庭の送迎能力に依存することになり、一部の生徒が活動を断念せざるを得ない状況を招くおそれがある。

(3) 文化部特有の物理的な要因

文化部として、吹奏楽部が町内2校に設置されているが、大型楽器の運搬や適切な保管場所・活動場所の確保が困難である。この物理的な制約により、運動部のような合同部活動化や地域拠点の集約が進まないという固有の課題がある。また、箏曲部においては、運営主体を学校以外に移行した場合に、箏の維持管理にかかる費用を受益者負担のみで賄うことが困難である。文化庁の補助金支給の対象となる認定地域クラブ活動を運営するための指導者の確保にも難航している。

3 令和8年度の具体的施策と財源

函南町は、上記の課題を考慮し、まずは学校部活動に地域人材を導入する地域連携を主軸に体制を整えていく。

(1) 部活動指導員の配置

令和8年度、新たに4名の部活動指導員を配置する見込みである。(表1参照)部活動指導員は、町の会計年度任用職員として、技術指導だけでなく大会引率や安全管理等の幅広い役割を担うことが認められており、教員の負担を直接的に軽減する。これに係る人件費については、来年度当初予算での町独自財源の確保に加え、国のスポーツ振興費補助金(運動部活動の地域展開等推進事業)を積極的に活用し、財政の持続可能性を高めていく。

指導の質を担保し、教職員、生徒、保護者が安心して活動に参加できるように、任用にあたっては、外部指導者としての実績がある者や、校長推薦を得た者を対象とする。これにより、教職員、生徒、保護者との信頼関係が構築されやすい人材を確保する。部活動指導員の職務、勤務条件、服務規定等を明確にするため、函南町立中学校部活動指導員設置要綱(参考資料2-1)を策定し、以下のような任用要件を設定した。

- (1) 配置校の教育方針及び部活動運営方針を理解し、任務内容を適切に遂行できる者
- (2) 部活動における専門的技術又は指導経験があり、人格・見識ともに優れ、生徒の指導に適する者
- (3) 心身ともに健康な者
- (4) 函南町立中学校長の推薦を受けた者

表1 令和8年度任用予定の部活動指導員

勤務校	種目	資格、経験等	勤務形態	勤務時間/週
函南中	陸上競技	教職経験あり 部活動指導経験あり	週4日 (平日3日、休日1日)	7.5時間
函南中	柔道	教職経験あり 部活動指導経験あり	週4日 (平日3日、休日1日)	7.5時間
函南中	バレー	教職経験あり 部活動指導経験あり	週1日 (休日1日)	3時間
東中	バレー	部活動指導経験あり	週1日 (休日1日)	3時間

(2) 部活動指導員の資質向上研修

安全・安心な活動環境を担保するため、配置される指導員に対し以下の内容を扱う研修を年度当初に実施する。

- ・コンプライアンス研修：地方公務員としての服務規程や信用失墜行為の防止徹底。
- ・部活動ガイドライン研修：適正な活動時間や指導5原則等の遵守。
- ・危機管理研修：脳震盪、WBGT（暑さ指数）による熱中症対策、落雷対応等の具体的知識の習得。

(3) 外部指導者の積極的導入

部活動指導員配置後も、これまで部活動を支えてきたボランティアである外部指導者を積極的に取り入れる。現在、町内28部活動のうち16部活動が外部指導者と連携して指導を行っており、子どもたちが地域人材と交流する貴重な機会となっている。これらの外部指導者は、地域学校協働本部が募集する各種学校支援ボランティアのひとつである。令和7年度は、1月時点で590回（延べ回数）の部活動指導実績があり、学校と地域が一体となって子どもを育てる体制を発展させることに寄与している。

ボランティアである外部指導者としての参加を希望している人材が、部活動指導員への応募を躊躇する要因として、部活動指導員は顧問と同等の管理責任を負うことや、他の職と兼務する場合は通算勤務時間の適正な管理が必要となること等が挙げられる。そのため、函南町では、地域人材に本制度について丁寧な説明を行いながら、部活動指導員と外部指導者のハイブリッドな連携体制により地域連携型の部活動を運営していく。

(4) 部活動ガイドラインの改訂

上記事項や函南町の実情をふまえ、函南町立中学校部活動ガイドラインを一部改訂した。（参考資料2-2）地域連携に向けた合同部活動や部活動指導員についての整理を行い、脳震盪や落雷の対応等、危機管理に係る内容を追記することで、より実効的なガイドラインとなった。

(5) 周知活動

児童生徒・保護者向けに、地域の団体を紹介する「中学生向け生涯学習案内」を含む2種類のリーフレットと教職員向けの研修資料を作成・配布し、普及啓発を図った。また、中学校の新入生説明会においてQ&A方式のリーフレットを保護者に配布し、積極的な周知を行った。（参考資料2-3）

(6) 地域クラブ認定制度に係る要綱の改訂

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の発出と同時に、地域クラブ活動に関する認定制度（参考資料2-4）に係る要綱のひな型も国から提示されている。函南町では、令和7年3月に「函南町地域クラブ認定要項」を制定し、現在2団体を認定しているが、国の方針に合わせて内容を改訂するとともに、地域の受け皿の拡大に努めていく。

4 おわりに

函南町の部活動改革は、主体の移行を目的とするのではなく、教職員の負担軽減、生徒の活動機会を保障することを優先事項とする。地域の受け皿が未成熟な現状では、合同部活動、部活動指導員による地域連携を強化し、スクールバス等の既存資源を有効活用し続けることが、函南町にとって現実的かつ生徒の活動機会を保障する方法であると考えられる。

函南町立中学校部活動指導員設置要綱

(目的)

第1条 函南町立中学校における部活動の充実、生徒の健全育成及び教員の時間外勤務の削減を図ることを目的に、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員(以下「部活動指導員」という。)を設置する。

(身分)

第2条 部活動指導員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(任用)

第3条 函南町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次の要件を満たす者のうちから、部活動指導員を任用するものとする。

- (1) 配置校の教育方針及び部活動運営方針を理解し、次条に掲げる職務内容を適切に遂行できる者
- (2) 部活動における専門的技能又は指導経験があり、人格・見識ともに優れ、生徒の指導に適する者
- (3) 心身ともに健康な者
- (4) 函南町立中学校長(以下「校長」という。)の推薦を受けた者

(職務)

第4条 部活動指導員は、校長の指示に従い、関係する教職員等と情報を共有しながら、次に掲げる職務を行う。

- (1) 実技指導
- (2) 練習試合・大会等学校外での活動の引率
- (3) 部活動の管理運営
- (4) 保護者等への連絡
- (5) 生徒指導に係る対応
- (6) 事故発生時の対応
- (7) その他校長が必要と認める職務

(実績報告)

第5条 校長は、部活動指導員の活動があった月には活動実績を月末にまとめ、翌月初旬に函南町立中学校部活動指導員活動実績報告書(別記様式)により、教育委員会に報告しなければならない。

(研修)

第6条 教育委員会は、部活動指導員に対して、地方公務員の服務、部活動指導員の役割、責任等について正しい理解を得るため必要な研修を行うものとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

函南町立中学校部活動ガイドライン

平成 30 年 7 月

※令和 8 年 2 月一部改訂

函南町教育委員会

■ 「函南町立中学校部活動ガイドライン」策定の趣旨

平成 30 年 3 月にスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成 30 年 4 月に静岡県教育委員会が「静岡県部活動ガイドライン」を公表しました。

函南町では、前述のガイドラインを踏まえ、函南町立中学校における部活動の方針を「函南町立中学校部活動ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」として取りまとめました。

中学校部活動には、運動部活動と文化部活動がありますが、どちらの部活動でも、生徒が興味・関心のある活動に取り組むことを通して、主体性を育て、個性や可能性を伸ばすことができます。また、目標に向かって仲間と協力する大切さや、努力を重ねてやり遂げた喜びや感動を味わい、仲間や指導者等がつながる社会性を育むことができるほか、部活動での教えやそこで経験したことが、社会人になって役に立ったり、生きていくうえでの支えになったりします。さらには、部活動で取り組んだスポーツ、文化、科学活動が、その後の自分の生活を豊かにする一助にもなり得ます。

このように、部活動は、本町が目指す「豊かな感性と生きる力をもつ子ども」を育成し、豊かな人間形成を図るうえで、魅力ある教育活動だといえます。

しかし、一方では、休日の勤務が教師の時間的負担になっていること、教師が未経験の種目を担当する場合も多く自信をもって指導できないことなど、改善すべき課題も多くあります。

そこで、本ガイドラインは、教職員はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体で広く共有され、部活動が地域に開かれた生徒主体の教育活動として、適切に運営されることを目指しています。

■部活動とは

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、学校経営方針に基づいて教育課程と関連を図り、計画的・組織的に実施する教育活動です。

1 部活動の意義と目的について

- 部活動の意義は、人間形成に資するものである。
- 部活動の目的は、生徒の生涯にわたる人間形成の基盤づくりにとって重要な役割を果たす活動であるとの認識に立ち、部活動に関わる様々な人々や各種団体の理解と協力を得て、スポーツや文化、科学等に親しむことで「豊かな感性と生きる力をもつ子ども」を育成することである。

【部活動の意義・目的】

部活動は、学校経営方針に基づき、計画・実施される教育活動であり、教育課程との関連が図られ、適切に実施されるものである。

心身の成長が著しい生徒にとって、部活動は、自らの興味・関心等をより深く追求していく好機であり、生徒が意欲的に活動に取り組める体制によることが求められている。そこで、生徒自らが目標を設定し、その達成に向けて粘り強く挑戦するとともに、公正と規律を尊ぶ態度を身に付けるなど、自己の成長を促していくことが最大限に尊重されなければならない。

また、部活動は、学級や学年の枠を超えて行われる集団活動であり、生徒が互いに協力し合い、切磋琢磨するとともに、自己の役割や責任を果たすことにより、集団づくりに寄与していくものである。集団での達成感を味わうことなどを通して、他者を思いやる心や好ましい人間関係、連帯感などの社会性を育むことにもつながっていく。

なお、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しむためには、日ごろの指導において、大会やコンクール等の結果のみを目的とするのではなく、それに向けた生徒一人一人の取組状況や体力・技能等の向上について、適切な指導や支援策を講じる必要がある。その結果、生徒自身が充実感や達成感を味わうことを通じて、その活動に自分なりの意義を見出すことが大切である。

2 部活動への所属について

- 部活動は生徒の希望による自由参加とし、原則として、生徒が通学する中学校の部活動に所属するものとする。
- 生徒数の減少等の理由により、チームを結成することができない場合は、合同部活動、校内統合等を設けることにより、生徒の主体的な活動を保障するように努める。

3 部活動の活動日等について

- 部活動の活動日については、以下の3点を踏まえて設定する。
 - ① 生徒の心身のバランスのとれた成長を促すために、集中した取組と適度な休養の確保に留意するとともに、効果的な練習方法等を取り入れる。
 - ② 学校の「部活動に係る活動方針」に則り、活動日を設定する。「部活動に係る活動方針」の作成に当たっては、各教科等の授業、生徒会活動、学校行事等との調整を図る。
 - ③ 生徒が、休日に家族と過ごしたり、地域の活動等に参加したりする機会を確保するよう努める。

【活動日等の設定基準】

(1) 活動日等

① 休養日

平日：少なくとも週1日は休養日とする。

週休日（土・日曜日）：いずれか1日は休養日とする。

② 1日の活動時間

平日：長くとも2時間程度とする。

週休日（土・日曜日）：原則3時間程度とする。

③ 長期休業中

長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家庭・地域で過ごす時間等を確保することに配慮し、生徒にとって無理のない適切な活動計画であることを確認し、実施するものとする。

④ 大会（中体連・中文連及び各種団体主催大会等）期間中の活動

まとまった練習等の時間が必要となる場合には、超過した活動日数や時間については、休養日や活動時間をほかの日に（原則として、1週間以内に）振り替えるなど、適切に実施すること。

⑤ 総合防災訓練日、地域防災訓練日は、部活動を行わないこと。

(2) 活動時間

- ① 部活動は、学校で定められている下校時刻までの活動とする。
- ② 平日と週休日等を合わせた年間合計活動時間は、1年間の平均が月 45 時間程度までとする。

4 部活動の指導の在り方について

- 指導 5 原則（生徒が主人公、体罰暴言禁止、過度にならない活動量、安全管理の徹底、生徒も指導者も達成感を実感）を遵守する。
- 部活動の指導においては、生徒が自分の良さや可能性を自覚し、持てる力を十分に発揮できるよう、生徒の主体的かつ意欲的な取組を支援する。
- 指導者は、生徒の主体的かつ意欲的な取組を支援するための基礎づくりとして、生徒との信頼関係を築くことや、生徒自身が部活動の魅力を実感できるための指導の工夫に努める。
- 各中学校では、教育課程との関連を図り、教職員や関係者等の共通理解のもとに、部活動を実施する。

※ 各中学校は「部活動に係る活動方針」を作成する。

【指導 5 原則について】

(1) 生徒が主人公の部活動

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しむことの楽しさを体感させるとともに、様々な交流を通して人間形成を図るための活動である。

過度の練習による傷害（スポーツ障害）や燃え尽き症候群（バーンアウト）を生じさせないようにしなければならない。そのためには、生徒の人間的な成長を支援するという立場で、短期的な成果のみを求めるのではなく、長期的な視野に立った指導を行うことで、「生徒が主人公」の部活動にしていくことが必要である。

(2) 「体罰や暴言」の禁止を徹底

体罰や暴言は、指導者の熱意の表れではなく、生徒の人権を侵害する違法な行為である。体罰や暴言は、指導者としての資質に欠けるばかりか、自らの指導力不足を示すものであり、学校教育に対する信頼が失われることと強く認識し、これらの行為をすべて禁止する。

(3) 発達段階や健康状態を考慮した適切な活動量で実施

心身の発達、健全に成長を促すための部活動は、科学的根拠に基づき適切に行われる必要がある。心身の成長過程にある生徒にとって、過度な負荷とならないよう、校長のリーダーシップのもと、適切な活動日数や活動時間を定め、指導者間で意思統一を図って行うことが必要である。

(4) 安全管理の徹底

学校は、活動中における事故防止に向けた指導体制を整え、生徒の安全確保に万全を期さなければならない。また、用具や施設の不備が事故につながらないように、点検・管理等の徹底を図る。さらに、生徒の発達段階や健康状態、気温、天候などの環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休憩時間等を設定する。

※『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（文科省）』より

夏の記録的な暑さの影響による近年の熱中症発生状況を踏まえ、学校における熱中症対策をさらに推進していく必要がある。熱中症とその予防について、全職員で共通理解を図り、活動の前と活動中に定期的に暑さ指数（WBGT）を計測し、以下の指針を参考に熱中症予防に努める。

表 3-1 暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等（環境省¹⁷）

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度	乾球温度※3	注意すべき活動の目安	日常生活における注意事項※1	熱中症予防運動指針※2
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
28～31℃	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人※4は運動を軽減または中止
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

(※1) 日本生気象学会『日常生活における熱中症予防指針 Ver.3』（2013）より

(※2) 日本スポーツ協会『熱中症予防運動指針』（2019）より。同指針補足：熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。

運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(※3) 乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

(※4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

(5) 指導者も生徒も達成感をもって取り組める活動

部活動は、生徒が自ら目標を見つけ、その実現に向けて、見出した課題を克服するために自ら方法を工夫したり、体力・技術等の向上のために挑戦したり、問題を解決するために協力したり、学年を超えた連帯感を高めたりするなど、人間形成に大きく寄与するものである。目標の実現に向けて取り組むことによって得られる充実感や達成感、生徒自身にゆるぎない自信を生み、生涯をたくましく生き抜く礎を築くことにもつながる。また、指導者は、生徒の人的成長を実感することで達成感を得られるような指導内容を模索し、部活動の指導に携わらなければならない。

【「部活動に係る活動方針」について】

(1) 部活動に係る全体計画

部活動に係る全体計画には、本ガイドラインに沿って次の項目を明確に記載し、各中学校が、毎年、作成するものとする。

- ① ねらい
- ② 活動日（学校裁量の休養日を含む）
- ③ 設置部活動
- ④ 指導者
- ⑤ 所属する生徒数
- ⑥ 完全下校時刻
- ⑦ 年間計画

(2) 部活動ごとの活動方針

部活動に係る全体計画に沿って、次の項目を明確に記載し、年間の指導計画を策定する。

- ① 指導方針
- ② 目標
- ③ 指導者及び生徒数等
- ④ 年間指導計画
- ⑤ 部費等

5 部活動の指導者について

(1) 顧問について

<任命>

- 顧問は、年度当初、校長が自校の教員の中から任命する。

<役割>

- 部活動指導を統括し、生徒に対する直接的な指導を行う。
- 部活動渉外を統括し、部活動に関する登録、大会参加、練習試合調整、保護者連絡等指導以外の総務を行う。

(2) 部活動指導員について

<任命>

○ 学校教育法施行規則第78条の2に規定される部活動指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として、函南町教育委員会が任用する。

<役割>

- 生徒に対する直接的な指導を行う。顧問不在時の単独指導も可能である。
- 練習試合・大会等学校外での活動の引率が可能である。単独引率も可能である。
- 必要に応じて部活動の管理運営を行う。
- 必要に応じて保護者等への連絡を行う。
- 必要に応じて生徒指導に係る対応を行う。
- 顧問と連携し事故発生時の対応を行う。
- その他校長が必要と認める職務を行う。

(3) 外部指導者について

<任命>

- 学校支援ボランティアとしての外部指導者は、校長が任命する。

<役割>

- 顧問と連携をとり、生徒に対する直接的な指導を行う。

6 保護者・関係者等との連携について

- 教育委員会は、本町の部活動の在り方について、本ガイドラインを提示し、学校、保護者、地域、関係者と情報を共有し、広く町民に発信する。
- 各中学校は、保護者や外部指導者、地域等の理解や協力を十分に得て、部活動の適切な運営を行う。

※ 教育委員会：「函南町立中学校部活動ガイドライン」の公表

※ 各中学校：「部活動に係る活動方針」の保護者等への説明

【保護者との連携】

教育委員会は、函南町の部活動の在り方について本ガイドラインを示し、周知を図るとともに、各中学校が作成する「部活動に係る活動方針」に則り、保護者に理解と協力を得ることに努める。

【関係団体等との連携】

(1) 中体連・中文連等との連携

- ① 教育委員会は、中体連・中文連と協議し、本ガイドラインの推進に努めるものとする。
- ② 教育委員会は、部活動の適正化に向けて、中体連・中文連と連携し、運営に関わる規定の見直し等の改善を図るものとする。

(2) 各種団体との連携

- ① 教育委員会は、校長会、各種目顧問会議等で、本ガイドラインの趣旨を共有する。
- ② 教育委員会は、生徒の適正な大会参加及び部活動指導者の運営協力について、各種目団体と連携し、本町中学校部活動として参加する大会について協議する。

(3) 民間との連携

- ① 教育委員会は、本ガイドラインを実現するため、民間活力の活用に努めるものとする。

7 事故等への対応について

- 部活動の実施に当たっては、生徒の生命・身体・健康を守ることを優先する。
- 指導者はもとより、生徒自身も安全意識を高め、日ごろから事故を未然に防ぐことができるよう、健康や環境に十分に留意して活動に取り組むものとする。
- 事故や傷病が発生した場合は、当該生徒の救護や応急処置を迅速に行うことができるよう、教職員等の救急体制を整えておくこと（大会、練習試合、校外活動等）。

- ※ 生徒の健康状態、練習内容や練習場所、用具の使い方、気象状況に留意すること。
- ※ 消防署・医療機関等との連携を図ること。

【事故等への対応について】

(1) 自然災害

学校での活動中は、各学校の対応マニュアルに則り対応すること。なお、大会等においては、大会等の規定によるものとする。

※『落雷事故の防止について（文科省）』より

- ・屋外での体育活動等において、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- ・児童生徒等においても、落雷の危険を感知した際には、ためらうことなく指導者に申し出るよう、子供の発達段階を踏まえつつ指導すること。また、登下校中の対応についても留意すること。
- ・落雷の聴講やそれに係る対応としては以下が考えられる。
 - ◎暑い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近に注意する。
 - ◎かすかでも雷鳴が聞こえる際には、落雷の危険がある。
 - ◎落雷の危険がある場合には、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する。



雷発生の感応性が高い地域が地図章で確認できる「雷ナウキャスト」

(2) 活動中の事故・傷病への対応

部活動中の生徒の事故・傷病への対応については、各学校が対応すること。また、指導者の事故・傷病への対応は、校長が行う。

部活動中の頭部外傷時の対応については、当初は正常であっても、1日～数日は体

育活動等を休止にして安静にし、状態を観察することが肝要である。特に医師の診断で「脳震盪」と診断された場合は、2日～4週間体育活動等を休止し、体育活動等復帰前には、頭痛や気分不良などが無いことを確認し、再度脳神経外科の診察を受け、体育活動等再開の許可を得る必要がある。（「学校の体育活動中等における頭部外傷時の対応について」参照）。

※『脳震盪ハンドブック（スポーツ振興センター）』

【脳震盪チェックリスト】

- 意識消失 倒れて動かない ぼーっとしている フラフラしている
- 動きが遅い、ぎこちない 受け答えが適切でない 人格の変化
- 混乱している 対戦相手が分からない 衝撃前後を思い出せない

【RED FLAGS（ただちに救急車の要請を行う症状）】

- 首の圧痛 二重に見える 手足の脱力、しびれ 意識消失
- 強い頭痛 発作やけいれん 意識障害 嘔吐 興奮状態

【段階的な復帰】

- STEP1 症状を悪化させない範囲での日常生活
- STEP2 軽い有酸素運動（心拍数の増加）
- STEP3 競技に特化した運動（動作/負荷の追加）
- STEP4 接触プレーのない運動
- STEP5 接触プレーを含む運動



(3) 保険について

① 生徒の保険について

日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度以外に、保険加入について、個人または部活動単位で、責任保険等に加入することが望ましい。

8 部活動の設置・改廃について

- 部活動の設置及び改廃については、各学校は教育委員会と協議して、検討する。
- 部活動の設置及び改廃については、生徒及び保護者・地域の理解を得る必要がある。
- 教育委員会はこの過程において必要に応じて支援する。

【設置・改廃について】

(1) 設置の目安

- ① 設置に必要な教員の配置
 - 一つの部活動に対し、顧問（校長、教頭を除く教員）を確保すること。
- ② 設置する場合の要件
 - 部活動の設置は、「(2) 部活動の改廃の目安」の要件に該当しないこと。
 - 部員数が正式入部の時点で、競技として成立する人数が確保されていること（文化部の場合、大会に出場する部活動については、同様とする）。
 - 活動場所が確保され、運営に必要な施設や用具の準備が整っていること。

(2) 合同部活動

- ① 一定数の部員確保が必要なチームスポーツから合同部活動化を進める。その上で課題等をふまえて個人種目や文化部についての地域連携、地域展開について検討を行う。
- ② 函南中学校または東中学校のどちらか一校の人数がチーム編成に必要な人数に満たない場合は、合同部活動となる。合同部活動となったチームは、部員数が各校でのチーム編成を満たす人数になった場合であっても、原則、合同部活動としての活動を継続する。

(3) 部活動の改廃（校内統合・休部・廃部）の目安

現在設置されている部活動で以下のいずれかの状況が生じた場合、改廃対象とし、保護者、学校及び教育委員会で協議し、決定するものとする。

- ① 1年生の正式入部後に、公式戦に出場するための人数※を満たさない場合で、新1年生（6年生）の入部希望調査においても、翌年の3学年の合計人数が公式戦に出場するために必要な人数を満たさないと推定される場合（1年生正式加入後の人数が、2年連続で公式戦に出場するための人数を満たさないと推定される場合） ※個人戦のある部活動においては、団体戦に出場する人数とする。
- ② 当該部活動に登録している生徒の過半数を超える保護者から、改廃検討を依頼された場合
- ③ 合同部活動の改廃についても、上記①②を目安とする。

教えて！ 函南町の部活動

令和7年10月に配布した「中学校部活動の地域連携・地域展開」というリーフレットの内容を、小中学生に分かりやすいように、Q&A方式でまとめました。

Q：部活動ってなくなっちゃうの？

A：函南町では、しばらく部活動を継続していく見込みです。他市町では、部活動をすべて地域の活動に変えていく方針を示しているところもありますが、函南町では、現在の部活動のかたちをもとにしながら、地域との連携や両中学校の協力を深めていく方向で進んでいます。

Q：中学校では、部活動に所属しないといけないの？

A：いいえ。函南町の部活動は、希望制であり、部活動に所属する人としらない人がいます。部活動のみで活動する人、学校外のクラブチームで活動する人、部活動とクラブチームをかけもちしている人、習い事や家庭学習に時間を充てる人など様々です。学校外で活動できる場がたくさんあり、右の二次元コードから、函南町で中学生が参加できる団体（スポーツ・文化的活動など）を知ることができます。放課後や休日の時間をどう使うか考えてみましょう。

※部活動とクラブチームのかけもちについては、種目や大会によって出場資格等が異なりますので、事前の確認が必要です。



Q：合同部活動って何？

A：函南中学校と東中学校の2校で一緒に練習や大会参加等を行うことです。平日は各校で練習（年間を通して16:30までの活動時間）し、休日は合同で活動を行います。1校だけでは人数が足りず、大会に出られない野球やサッカーなどの種目が合同部活動になっています。今後、少しずつ増えてく見込みです。休日の函南中学校⇄東中学校間の移動は、申請すれば自転車が利用できます。

Q：部活動を指導するのは誰？

A：学校の先生が指導しています。一部の部活動では、学校の先生ではない地域の方が指導をサポートしてくれています。地域の方との交流を深め、専門的な技能を教わる良い機会です。今後もこのような指導者を増やしていきたいと考えています。

その他、分からないことがあれば、学校の先生に相談してみてください。

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



- ※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
- ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加